

# 第4回八街市農業委員会総会

平成25年4月22日

八街市農業委員会

## 平成25年第4回農業委員会総会

平成25年4月22日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 8. 鈴木勝雄   | 15. 井口政直  |
| 2. 立崎義久 | 9. 岩品要助   | 16. 中川利夫  |
| 3. 武藤 功 | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基  |
| 4. 宮部 操 | 11. 関口芳秀  | 18. 石井とよ子 |
| 5. 赤地達雄 | 12. 小山優一  | 19. 関端 旭  |
| 6. 内藤富夫 | 13. 飛田育男  | 20. 菅野喜男  |
| 7. 林 和弘 | 14. 瀬山哲信  | 21. 三須裕司  |
|         |           | 22. 川野 繁  |

### 2. 欠席者

なし

### 3. 事務局

事務局長	麻生和敏	主査補	森 政幸
主 査	菅沼邦夫	副主査	浅井久子

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第5号 特定農地貸付け申請の承認について

### 5. その他

## ○麻生事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

## ○川野会長

本日は、平成25年度第4回の総会にあたりまして、皆様方、大変お忙しい中をおいでいただきまして、ありがとうございます。

今年は大分暖かさが早いということで、桜の花も早く咲いたのですが、このところへ来て大分寒さが逆戻りいたしまして、農家にとっては非常に厳しいようでございます。また、TPPの問題もでございますけれども、民主党でも聖域なき妥結はしないという件でも、最終的には、一番農家がしわ寄せされるのではないかなと考えられます。そういう中で、皆様、これから一層の努力が必要ではなかろうかと思われま。

では、本日の案件でございますが、今月の案件につきましては、農地法第4条、第5条、本体で13件、農用地第5条の計画変更2件、農用地利用集積計画の承認10件、特定農地貸付け申請の承認1件、合わせまして総件数で26件が提出されております。慎重審議のほどお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。麻生事務局長、お願いいたします。

## ○麻生事務局長

それでは、会務報告をいたします。

まず最初に、3月27日、水曜日。午前11時から千葉県農業会議通常総会及び農業委員会会長局長会議が千葉市で開催され、川野会長、藤崎事務局長が出席しております。

3月28日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、川野会長、岩品委員、井口委員出席のもと実施いたしました。

3月29日、金曜日。午前9時から事務局職員の退職辞令交付式を市長室で行い、川野会長に出席していただきました。

3月29日、金曜日。午後3時から農家組合連合会長会議が市の総合保健福祉センターで開催され、事務局の藤崎事務局長、菅沼主査が出席しております。

4月1日、月曜日。午前9時10分から事務局職員の辞令交付式を会長室で行いました。川野会長に出席をしていただきました。

4月5日、金曜日。午後1時30分から転用事実確認、現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員は鈴木部長、栗原委員、中川委員出席のもと実施いたしました。

4月16日、火曜日。午後1時30分から、この日は部会の現地調査の日でしたが、部会案件がありませんでしたので、転用事実確認現地調査のみを実施いたしました。担当委員は中川副部長、小山委員、森委員、赤地委員、武藤委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

## ○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、会長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号1番の森委員、2番の立崎委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

#### ○森主査補

それでは、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在大木字北吉山、地目畑、面積866平方メートルのうち138.46平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積230.10平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在居住している居宅が手狭で老朽化しているため、当該申請地に専用住宅を建築し、独立したい。

農地の区分は、第2種中高層住居専用地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

次に、番号2。所在、八街字佐倉道。地目、畑。面積310平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積838平方メートル。転用目的、貸駐車場用地。転用事由、申請地近隣にある事業所や店舗などから、駐車場として利用したいという要望があったため、当該申請地を駐車場として整備し、貸し付けたい。

農地の区分は、第2種中高層住居専用地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、石井委員、お願いいたします。

#### ○石井委員

では、議案第1号、番号1、農地法第4条の規定による許可申請についての調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東方向へ約900メートル、国道409号線日向入口交差点から約400メートル地点に位置し、県道成東酒々井線から位置指定道路を通り、進入路は確保されております。

農地性ですが、申請地は大型スーパーやバイパスが通り、住宅地に隣接し、用途地域内であるため、事務指針28ページ、④のBの(ウ)に該当する第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、現在居住している住居が手狭で老朽化しているため、当申請地に専

用住宅地を建築したいとのことであり、専用住宅用地としては、866平方メートルのうち138.46平方メートルと1千37平方メートルのうち91.64平方メートル。合計230.10平方メートルであり、面積妥当だと思われます。

次に、事業資金については、自己資金及び借入金で賄う計画であるそうです。

事業計画であります。埋め立ては行わず、整地のみとし、土地選定の理由としては、自分所有の土地の中で住居に適しているところを選んだとのこと。

用水ですが、上下水道は公営水道、汚水・雑排水は公共下水道、雨水は宅地内処理で行う計画であるそうです。

防災計画ですが、工事中は安全に配慮し、周辺農地の営農条件への被害防除対策として、ブロックで囲い、土砂流出防止を行うとのこと。そういうことですので、周辺農地に対して支障はないものと思われます。

また、申請地は土壌改良事業受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに問題はないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

#### ○川野会長

続いて、2番、宮部委員、お願いいたします。

#### ○宮部委員

それでは、議案第1号2番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、八街駅より西へ1.5キロメートルに位置し、県道から進入路を経て、接道は確保されております。

農地性ですが、申請地は住宅密集地に隣接する用途地域内であるため、事務指針28ページ④のBの(ウ)に該当する第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、申請地は貸駐車場用地ということであり、近隣の事業者や個人の要望もあり、838平方メートルが申請されました。資金につきましては自己資金に賄うということです。

また、周辺農地への影響ですが、周辺に耕作地はなく、日照及び通風等の支障はありません。申請地は現況地盤で利用し、雨水についても用地に砕石を敷き、自然浸透させ、周辺に被害を与えないということです。

また、申請地には小作人等の支障となるものではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

#### ○森主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積257平方メートル。当初計画者の目的、管理人居宅兼保管庫用地。承継者の目的、専用住宅用地。承継事由、現在、家族3人で居住しているが、手狭で老朽化しているため、現在の住居は売却し、利便性のよい当該申請地に専用住宅を建築し、移住したい。

また、本件は議案第3号3番に関連しております。

農地の区分は、市街地化が見込まれる地域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号2、所在山田台字宮ノ原、地目畑、面積991平方メートル。当初計画者の目的、専用住宅用地及び盆栽即売場用地。承継者の目的、太陽光発電施設用地。承継事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を始め、安定した利益を得て経営規模を拡大したい。

また、本件は議案第3号10番に関連しております。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

議案第2号1番は議案第3号3番と関連しておりますので、あわせて説明を願います。

1番、中川委員、お願いいたします。

#### ○中川委員

それでは、報告いたします。

議案第2号1番及び議案第3号3番は、関連ですので、一括で報告させていただきます。

申請地は市役所より北へ約2キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路により確保されております。

農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準ですが、計画面積は257平方メートル。資金は借入金。申請地に小作人等、権利移転に対して支障になるものはありません。

用水は井戸、雨水は雨水浸透枡、汚水・雑排水は小型合併浄化槽を通し、既存側溝に接続。被害防除等は、周囲にブロック積みをするため、土砂の流出はありません。

また、周辺は本人の畑であり、特に問題はないと思います。

以上、報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、2番につきましても、議案第3号10番と関連しておりますので、あわせて説明願います。

2番、森委員、お願いいたします。

#### ○森委員

議案第2号2番と議案第3号10番の農地法第5条の規定による許可申請について、調査報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に12キロメートル、県道岩富山田台線、宮ノ原バス停より西へ100メートル入ったところで、市道に面して進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、事務指針の29ページ、⑤のBに該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、申請面積991平方メートルは面積妥当と思われます。資金については借入金で賄う。申請地は、小作人等、権利移転に対し支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、整地のみ、特に造成はしない。雨水については敷地内で浸透させることになっております。この計画の隣接地北側は、同社が所有する土地で同様に太陽光発電を開始する予定で、隣接する土地に支障を来すことはないと思われま

申請地は土地改良受益地ではありません。

以上、このようなことから、許可後、速やかに事業を行うものと判断し、これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないものと思われま

以上で報告を終わります。

#### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

**○森主査補**

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字立合松北、地目畑、面積262平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、家族4人で実家に居住していますけれども、子どもの成長に伴い、手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し、独立したい。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号2、区分売買、所在雁丸字雁丸尾余、地目畑、面積359平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、土木会社に勤務していますけれども、独立する計画があるため、当該申請地を既に購入した重機の置場や事業に必要な資材置場として利用したい。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号3、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積257平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、家族3人で居住していますが、手狭で老朽化しているため、現在の住居は売却し、利便性のよい当該申請地に専用住宅を建築し、移住したい。

また、本件は議案第2号1番に関連しております。

農地の区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号4、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積77平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積235平方メートル。転用目的、建売分譲住宅1棟及び通路用地。転用事由、建売分譲住宅1棟及び通路の建築、販売。

農地の区分は、市街地化が見込まれる農地の理由から、第2種農地と判断されます。



次に、番号5、区分売買、所在富山字富山、地目畑、面積165平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、申請地の隣接地に居住していますが、駐車場が不足して不便なため、当該申請地を駐車場として利用したい。

農地の区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号6、区分売買、所在富山字富山、地目畑、面積330平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積661平方メートル。転用目的、事務所併用住宅及び駐車場用地。転用事由、現在、土木工事業を営んでいます。事業の拡大に伴い、現在の自宅兼事務所では手狭で自己所有の駐車場もないため、当該申請地に事務所併用住宅を建築し、事業の拠点を移したい。

農地の区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号7、区分売買、所在八街字町並、地目畑、面積1千11平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、病院を営んでいます。患者及び従業員の駐車場が不足しているため、当該申請地を従業員専用の駐車場として利用し、患者用の駐車場を確保したい。

なお、当該申請地の一部は既に駐車場として使用されており、始末書が添付されています。

農地の区分は、第1種住居地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

次に、番号8、区分売買、所在八街字長岡、地目畑、面積1千574平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1千598平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、運送業を営んでいます。申請地の隣接にある大型車用の駐車場が手狭で、車両の全てを収容できない状況にあるため、当該申請地を駐車場として拡張したい。

農地の区分といたしましては、市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号9、区分売買、所在四木字西四木、地目畑、面積330平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、病院を営んでいます。病院敷地内の駐車場が手狭で、従業員の駐車場が確保できない状況にあるため、当該申請地を従業員用の駐車場として利用したい。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号10、区分売買、所在山田台字宮ノ原、地目畑、面積991平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を始め、安定した利益を得て経営規模を拡大したい。

また、本件は議案第2号2番に関連しております。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号11、区分売買、所在吉倉字起シ田、地目畑、面積991平方メートル。転用目的、資材置場及び駐車場用地。転用事由、現在、電気機器の製造及び販売業を営んでいます。

事業の拡大に伴い資材置場が不足しているため、既存の倉庫に隣接している当該申請地を資材置場及び駐車場として利用し、事業の効率化を図りたい。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

まず、1番、鈴木部長、お願いいたします。

#### ○鈴木部長

番号1番の調査報告を行います。

立地基準ですけれども、市役所から北へ、国道409号を約4キロメートル行きまして、県道富里酒々井線を左折しまして、約2キロメートル行ったところの場所で、接道要件ですけれども、位置指定道路の持ち分を譲渡により一部譲り受けて、進入路にすると。

農地区分は、事務指針29ページ、⑤のBに該当するため、第2種農地と判断いたしました。一般基準、計画面積の妥当性、専用住宅用地で262平方メートルですので、適当であると思われま。資金は借入金で賄うということです。

排水計画、上水道は井戸とします。雨水対策として軒下に浸透枡を設けます。汚水・雑排水は小型合併浄化槽で処理後、蒸発散装置で処理します。

周辺農地の営農条件の被害防除対策は、周辺農地は全て宅地化にされたようなところであり、何ら問題はないと思います。

以上、報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、2番、4番が中川委員なんですが、3番は先ほど説明済みですので、2番を中川委員、4番とあわせて報告願います。

#### ○中川委員

それでは、議案第3号2番の調査報告をいたします。

申請地は市役所より北へ約4.5キロメートルに位置し、進入路は市道により確保されております。農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。面積は359平方メートル。資材置場です。資金は自己資金。造成計画は、砕石を入れて造成し、使用することです。雨水は自然浸透、被害防除対策は木工で囲い、トラロープを張り、囲むとのこと。周辺には農地はなく、特に問題はないと思います。

以上、報告を終わります。

続きまして、議案第3号4番の調査報告を行います。

申請地は市役所より北へ約1.5キロメートルに位置し、公衆用道路に接し、進入路は確保されております。造成計画は、土砂の搬入はなく、道路はアスファルト舗装し、側溝を布設します。面積は235平方メートル。農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

資金は自己資金。用水は井戸、雨水は浸透枡、汚水・雑排水は合併浄化槽。農業用排水施設はなく、日照・通風の影響もなく、ブロック積みで囲まれているため、土砂の流出等はありません。特に問題はないと思います。

以上で報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、5番、6番、小山委員、お願いいたします。

#### ○小山委員

議案第3号5番、6番について調査報告をいたします。どちらも同一農地でありますので、あわせて報告いたします。

申請地は市役所より西へ約1.5キロメートルに位置し、市道に面しております。資金はどちらも自己資金です。農地性は第2種農地と判断しました。5番は駐車場用地。6番は事務所併用住宅及び駐車場用地です。どちらも隣接農地があり、耕作者に説明をし、承諾を得ています。被害防除はどちらもブロック積みをし、土砂の流出を防ぎます。用水は、6番は井戸、雨水はともに敷地内浸透、6番の汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理します。これらのことから、特に問題はないものと思われま

す。

以上で報告を終わります。

#### ○川野会長

7番は私の担当でございますので、私から報告いたします。

議案第3号7番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より南東へ約600メートルに位置しております。市道に面しておりますので、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途地域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということでございますが、申請面積は1千11平方メートルであり、駐車台数の関係において、面積は妥当と思われま

す。

資金については自己資金にて賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま

す。

次に、隣接に対する被害防除ですが、砕石を敷き、コンクリートブロックを積む計画で、土砂の流出はありません。

また、小作人等、権利移転に対しては、支障はないものと思われま

す。

次に、義務者は、農地法の許可を得ずに申請地を既に駐車場として付近の方に貸して

したので、その旨の始末書も添付されております。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題はないものと思われま

す。

以上、調査報告を終わります。

次に、8番、内藤委員、お願いいたします。

#### ○内藤委員

それでは、議案第3号8番、5条の許可申請について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から北へ約900メートルに位置し、進入路は、現在使用している駐車場の進入路を使うため、確保されています。

農地性としては、事務指針の28ページ、5のAのイに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積は1千598平方メートルであり、事業目的に応じても面積妥当と思われます。資金につきましては自己資金で賄う計画になっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して、支障となるものはありません。

次に、隣接地に対する被害防除計画ですが、周囲にブロック3段を設置し、碎石の飛散を防ぐ計画となっており、雨水についても敷地内にて浸透させることになっています。

権利者は、現在、隣地を駐車場として保有していますが、手狭なため、車両の全てを収容できないことと、従業員用の駐車場、さらに今後、車両購入予定の分とあわせて申請地を活用したいとのことで、必要性についても認められます。

これからのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、9番、関端部長、お願いいたします。

#### ○関端部長

それでは、議案第3号9番について報告をいたします。

まず、所在でございますが、市役所より南の方に約5キロメートルというところにあります。この場所は、かなり以前に宅地分譲をした土地の一角でありまして、周りは全て住宅が建っております。その1カ所だけがそのままになっていて、あいていたという場所でございます。

次に、買う側の病院側の事情ですが、現在、職員が100名、それに対して駐車場は60台分しか確保されていないというような事情がありまして、この土地を買いたいということになったそうです。ここを造成して駐車場とした場合の利用台数ですが、12台駐車できるという計画だそうです。

工事は、雑木や何かが生えておりますので、それを処理した後に整地をして行うということでございます。進入路につきましては、市道が付いておりますので、問題はございません。

以上の事情から、許可後は速やかに造成をして駐車場として利用するものと思われます。

以上で報告を終わります。

#### ○川野会長

10番については説明済みですので、11番、井口委員、お願いいたします。

#### ○井口委員

議案第3号11番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は川上小学校から東へ約800メートルに位置し、市道から

権利者、会社の社長宅を経て、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の(B)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場ということですが、申請面積は991平方メートルであり、面積は妥当と思われる。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には仮登記が付いておりますが、仮登記権利者からの同意書が添付されております。

その他、小作人等、権利移転に対して、支障となるものはありません。

隣接する農地に対する被害防除対策ですが、申請地は碎石を敷く計画で、雨水は自然浸透のため、雨水等の流出は発生しないと思われま。

権利者は、電気機器の製造・販売業を営んでおり、事業に係る資材置場が不足していることもあり、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないと思われま。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

ないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。  
次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。  
次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。  
次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、7番については、許可相当で決定いたします。  
次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、8番については、許可相当で決定いたします。  
次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、9番については、許可相当で決定いたします。  
次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、10番については、許可相当で決定いたします。  
次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、11番については、許可相当で決定いたします。  
会議中ではございますが、ここで10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時40分

**○川野会長**

会議を再開いたします。  
次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。  
事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

## ○菅沼主査

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、平成25年4月12日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在朝日字松里、地目畑、面積4千528平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は4年11カ月、新規です。

番号2、所在八街字笹引、地目畑、面積3千47平方メートルのうち2千平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号3、所在八街字笹引、地目畑、面積は1千990平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は4年11カ月、再設定です。

番号4、所在八街字松島、地目畑、面積6千128平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積9千47平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年11カ月、新規です。

番号5、所在大谷流字瀬田入、地目畑、面積は4千58平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は6年、再設定です。

番号6、所在用草字天神、地目田、面積は1千640平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3千61平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号7、所在上砂字釜ノ作、地目畑、面積3千669平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号8、所在沖字東沖、地目畑、面積1千983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3千966平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号9、所在沖字東沖、地目畑、面積1千983平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積8千130平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号10、所在八街字東金道、地目畑、面積1万8千549平方メートルのうち1万平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は3年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました1番から10番までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

## ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

## ○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については、承認することに決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、6番については、承認することに決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、7番については、承認することに決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、8番については、承認することに決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、9番については、承認することに決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)



## ○川野会長

挙手全員でありますので、10番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号、特定農地貸付け申請の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

## ○菅沼主査

それでは、議案第5号、特定農地貸付け申請の承認についてご説明いたします。

番号1、所在八街字南富士見、地目畑、面積5千576平方メートルのうち1千240.00平方メートル。貸付内容、募集方法は一般公募、貸付期間は1年間、区画数は30区画。1区画につき貸付面積は30平方メートル、貸付料は年6千円。申請目的、市民農園。申請事由、農業者以外の者が野菜等を栽培し、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めるため、市民農園を開設したい。

以上です。

## ○川野会長

地元委員の調査報告をお願いいたします。

武藤委員、お願いいたします。

## ○武藤委員

議案第5号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づいた特定農地貸付け申請について調査報告いたします。

貸付農地は、八街駅より南西に約1.3キロメートルに位置し、5千576平方メートルのうち1千240平方メートルを使用し、北側には市道があります。

貸付規定には、農地の所在、地番及び面積について明記されており、区画数は30区画です。募集方法は一般公募にて実施し、定員を上回った場合には抽選により決定します。

貸付条件としては、期間は1年間、1区画当たり30平方メートル。賃料は年間6千円です。

貸付規定には、貸付農地の管理、運営方法、禁止行為など、農地の適切な利用を確保するために、内容について定められており、また、周辺地域に支障を及ぼさないことなどを含んだ内容で、申請者と八街市の間で、八街市市民農園貸付協定を締結しております。

周囲に認定農業者が耕作している畑はなく、周辺農地への営農上における影響はないと思われます。

駐車場スペースは、自宅等の庭等を使い、手洗い場は東側倉庫からの井戸を給水し、設置済みであります。

その他、参考となる事項として、昭和63年に後継者に経営移譲し、これまで、申請者は経営移譲年金を受給しておりましたが、今回の申請地が経営移譲年金の対象農地でありますので、申請者は支給停止になります。

また、その旨、申請者も承知の上で申請しております。

以上、全ての調査結果から、本申請は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認要件に全て該当しているため、承認できると思います。

以上で調査報告を終わります。

**○川野会長**

地元委員の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、議案第5号1番については、承認することに決定いたします。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでございました。

**○麻生事務局長**

閉会を宣す。(午後4時52分)

議事録署名人

議 長

1 番

2 番